重要事項説明書

記入年月日	令和7年7月1日
記入者名	吉川 元士
所属・職名	ホーム長(管理者)

1 事業主体概要

<u> </u>					
A Shr	(ふりがな)かぶしきがいしゃちゃーむ・けあ・こーぽれーしょん				
名称	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション				
法人番号	5120001109492				
ナキフ東改正の正左地	〒 530−0005				
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区中之島三丁目6番32号				
	電話番号/FAX番号	06-6445-3389 / 06-6445-3398			
連絡先	メールアドレス	gyomu-kanri-horei@charmcc.jp			
	ホームページアドレス	http://www.charmcc.jp/			
代表者(職名/氏名)	代表取締役	/ 下村 隆彦			
設立年月日	昭和 59年8月22日				
主な実施事業	※別添1(別に実施する介護サービス-	-覧表)			

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

Zi €hr	(ふりがな) ちゃーむひらかたやまのうえ				
名称	Charm(チャーム)枚方山之上				
届出・登録の区分	有料老人ホ	ーム設置時の老人福祉法第	2 9 条第	1項に規定する	5届出
有料老人ホームの類型	介護付(一	般型特定施設入居者生活介	護を提供	する場合)	
所在地	〒 573-6	0041			
別1 年地	大阪府枚方市山之上東町11番8号				
主な利用交通手段	京阪電鉄「	枚方市」駅から京阪バスで	「山之上」バス停下車 徒歩3分(220m)		
	電話番号/FAX番号		072-844-0453 / 072-844-0452		
連絡先	メールアドレス		gyomu-kanri-horei@charmcc.jp		
	ホームページアドレス		http://https://www.charmcc.jp/home/charm_h		
管理者 (職名/氏名)	ホーム長(管理者)		/		吉川 元士
有料老人ホーム事業 開始日/届出受理日	平成	20年6月1日	/	平成	19年11月28日

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	277240406	3	所管している自治体名	枚方市
特定施設入居者生活介護 指定日	平成	20年6月1日(更新令和2年6	5月1日)	
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	277240406	3	所管している自治体名	枚方市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	平成	20年6月1日(更新令和2年6	5月1日)	

3 建物概要

	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自	動更新	なし		
土地	賃貸借契約の期間	平成	19年8月			~	平成	69年7月	
	面積	1	, 897. 1	m²					
	権利形態	所有権	抵当権		契約の自	動更新			
	賃貸借契約の期間					\sim			
	延床面積	2	, 930. 6	m [®] (うち有	育料老人ホー	ーム部分	2	, 930. 6	m²)
建物	竣工日	平成	20年6月	1月		用途区分	}	有料老/	(ホーム
建物	耐火構造	耐火建築	物	その他の	の場合:				
	構造	鉄骨造		その他の	の場合:				
	階数	4	階	(地上	4	階、地階	Ł i	階)	
	サ高住に登録して	こいる場合	3、登録基	表準へのi	商合性				
	総戸数	81	戸	届出又は	は登録(指	6定)をし	た室数	81室	(81室)
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、 相部屋の定員数等)
	介護居室個室	0	0	×	×	X	18	77	
居室の	介護居室相部屋 (夫婦・親族)	0	0	0	0	×	27	4	※浴室:シャワーのみ
状況	一時介護室	X	X	X	×	X	6. 14	1	
	共用トイレ	4	ヶ所		、別の対応				ヶ所
					子等の対	が可能	世なトイレ	4	ケ所
	共用浴室		8	ケ所			ケ所		
	共用浴室におけ る介護浴槽		1	ケ所		1	ヶ所	その他:	
	食堂	4	ケ所	面積	406. 5	m²	入居者や家		あり
共用施設	機能訓練室	4	ケ所	面積	406. 5	m²	用できる調	理設備	
	エレベーター	あり(ス	トレッチ	テャー対応	2)	1	ヶ所		
	廊下	中廊下	2	m	片廊下	2	m		
	汚物処理室		4	ヶ所		ı			
	緊急通報装置	居室	あり			浴室	あり	脱衣室	あり
			制御盤・各スタ消防は消防署に				での到着子	定時間	制御盤・各スタッフへのPHS・ 消防は消防署に自動通報
	その他				(1) 、 3				
	消火器	あり	自動火災	(報知設備	あり	火災通報	設備	あり	
消防用 設備等	スプリンクラー	あり	なしの場(改善予)						
	防火管理者	あり	消防計画	Ĭ	あり	避難訓練	練の年間回数 2		口

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		・利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に入済を踏まるよう、認知症の状況等利用者のの自か食事、離を含え、整きるの他の日常生活上の世話に切った。
サービスの提供内容に関する特色		私たちはサービス業の基本であるお客様の満足を第一とし、常に誠意ある介護に努め、お客様の様々なご要望にお応えしています。 ・特定施設入居者生活介護事業所(以下、当事業所等の介養を定施設サービス計画に基づき、入浴、排せづ療養事世話を変にを変にを変にを変しています。とに活力できる人民者という。とは指定特定をいう。とは「とは、利用者にないできるようにの世話をできるようにの世話をできるようにのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	ハーベスト株式会社
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援 (供与)	自ら実施	「別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が 提供するサービスの一覧表」のとおり
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	

	提供内容		・状況把握サービスの内容:ケアプランに沿って居宅訪問による安否確認・状況把握(声掛け)を行う。 ・生活相談サービスの内容:日中、随時受け付けており、相 談内容が専門的な場合、専門機関等を紹介する。
	サ高住の場合、常駐する者		
な曲・	康診断の定期検診	委託	みどりクリニック、みやのさか整形外科
(建)	录 的例 <i>以</i> 企别快的	提供方法	年2回健康診断の機会付与
利。	用者の個別的な選択によるサー	ビス	※別添2(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が 提供するサービスの一覧表)
虐	待防止		①虐待防止に関する責任者は、管理者です。 ②従業者に対し、虐待防止研修を実施している。 ③入居者及び家族等に苦情解決体制を整備している。 ④職員会議で、定期的に虐待防止のための啓発・周知等を 行っている。 ⑤職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合 は、速やかに市町村に通報する。
身↑	体的拘束		① 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17 年法律第 124 号)に基づき、次の事項を実施する。イ 同法第 5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力する。ロ 同法第 20 条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のために次の措置を講ずる。1 虐待防止に関する責任者を設置する。2 入居者及び家族等の苦情解決体制を整備する。3 職員会議等で、定期的に虐待防止のための啓発・周知等を行う。2 職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに枚方市に通報する。。3 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。4 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、次の事項を実施する。イ切迫性・非代替性・一時性の三原則の要件を満たした上で拘束の方法(目的、理由、拘束の時間、期間(目安として最長1か月以内))等を検討する。ロ入居者、家族又は身元引受人等への説明並びに同意書を徴取(継続して行う場合は、概ね1か月毎に行う。)する。ハ経過観察及びその結果を記録する。ロ入居者、家族又は身元引受人等への説明並びに同意書を徴取(継続して行う場合は、概ね1か月に1回以上、ケース会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の改善取組等について検討する。また、検討された内容については、記録する。3 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じる。イ身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(施設長、介護支援専門員、介護職員、所護職員との他の職員に周知徹底を図る。
非	非常災害対策		①事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。 ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。 ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期:(毎年2回) ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
業務継続計画の策定等			①感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。 ②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。 ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(介護サービスの内容)

	サーヒスの内容)	
	極設サービス計画及び介護 特定施設サービス計画等の	基準省令に基づき計画作成担当者が、利用者の意向等をふまえケアプランを作成します
日	食事の提供及び介助	必要に応じて見守り又は介助
常生	入浴の提供及び介助	2回/週
活	排泄介助	必要に応じて随時
上の	更衣介助	
	移動・移乗介助	あり 必要に応じて見守り又は介助
	服薬介助	あり 必要に応じて見守り又は介助
機	日常生活動作を通じた訓練	必要に応じて生活リハビリを行う
能訓	レクリエーションを通じた訓練	必要に応じて生活リハビリを行う
	器具等を使用した訓練	なし
そ	創作活動など	あり
0	健康管理	定期健康診断年2回案内、必要に応じ健康相談、生活指導、栄養指導
他	相談及び援助	入所者及び短期利用者とその家族からの相談に応じます。
施設0	O利用に当たっての留意事項	必要に応じ随時
心身の	り状況の把握	(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、サービス担当者会議等を通じて、入居者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。
居宅分	个護支援者等との連携	①(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する(介護予防)特定施設入居者生活介護計画の写しを、入居者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します(短期利用のみ)。③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します(短期利用のみ)。
施設(こおける衛生管理等	①(介護予防)特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。②(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。④事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。 1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。 2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。 3. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
従業	皆の禁止行為	従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。 ①医療行為(ただし看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。) ②入居者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり ③入居者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受 ④身体拘束その他入居者の行動を制限する行為(入居者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く) ⑤その他入居者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

サービスにあたっての留意事項	格、要介護認定の有領ででのはなりでは、要介度はできます。 できる	先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。定を受けていない場合は、入居者の意思を踏まえて速やかに当う必要な援助を行います。また、居宅介護支援が入居者に対しの場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前に要な援助を行うものとします。 意向を踏まえて、「(介護予防)特定施設入居者生活介護計でなお、作成した「(介護予防)特定施設入居者生活介護計画」こその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願い(介護予防)特定施設入居者生活介護計画」に基づいて行いま予防)特定施設入居者生活介護計画」に、入居者等の心身の状て、とり、必要に応じて変更することができます。
	します。 ④サービス提供は「 す。なお、「(介護 況や意向などの変化」 ⑤(介護予防)特定」 的な指示や命令は、	(介護予防)特定施設入居者生活介護計画」に基づいて行いま
入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等	を図るため、入居者の	サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進 の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資 ための委員会を定期的に開催します。
その他運営に関する重要事項	サービス向上のため野苦情対応等の研修を発	職員に対し、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、事故・ 実施しています。
短期利用特定施設入居者生活介 護の提供		
人員配置が手厚い介護サービス の実施		(介護・看護職員の配置率) : 1 以上

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

压体土松	救急車の手配、入退	院の付き添い、通院介助			
医療支援	その他の場合:				
	名称	地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター			
	住所	大阪府枚方市星丘4-8-1(ホームからの距離1.5km)			
協力医療機関	診療科目	総合内科、脳卒中内科、糖尿病内科、肝臓内科、 器内科、感染制御内科、消化器内科、脳神経内科 神神経科、小児科、外科、呼吸器外科、脳神経外 科、整形外科、スポーツ整形外科、皮膚科、形成 産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーショ 歯科口腔外科、麻酔科、緩和ケア科、臨床検査課	、循環器内科、精 科、脳血管内治療 外科、泌尿器科、 ン科、放射線科、		
	協力科目	総合内科、脳卒中内科、糖尿病内科、肝臓内科、 器内科、感染制御内科、消化器内科、脳神経内科 神神経科、小児科、外科、呼吸器外科、脳神経外 科、整形外科、スポーツ整形外科、皮膚科、形成 産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーショ 歯科口腔外科、麻酔科、緩和ケア科、臨床検査課	、循環器内科、精 科、脳血管内治療 外科、泌尿器科、 ン科、放射線科、		
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保 診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	なしなし		
	名称	医療法人祥風会 緑が丘みどりクリニック			
	住所	大阪府寝屋川市太秦緑が丘28番8号(ホームか	らの距離6.3km)		
	診療科目	内科、精神科			
	協力科目	内科、精神科			
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり		
		診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり		
立(明 武 汝 广 丞 八 □ 大 □ 大 □ 大	なし				
新興感染症発生時に 連携する医療機関	名称				
	住所				

	名称	医療法人河津歯科医院
	住所	大阪府枚方市中宮西之町1-5 (ホームからの距離1.5km)
協力歯科医療機関		(診療科)歯科、矯正歯科、歯科口腔外科 (協力内容) ・平常の歯科診療(口腔ケア)を要する際に、往診の対応、 指示を行う ・緊急に歯科治療(口腔ケア)を要する際に、速やかに適切 な治療を受けられるように指示等を行う ・入居者から歯科治療(口腔ケア)に関する相談があった場 合には、適切に対応する

(入居後に居室を住み替える場合) 【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合				
八店後に店主を住み替える場合	その他の場合:			
判断基準の内容				
手続の内容				
追加的費用の有無			追加費用	
居室利用権の取扱い				
前払金償却の調整の有無			調整後の内容	
	面積の増減		変更の内容	
	便所の変更		変更の内容	
従前の居室との仕様の変更	浴室の変更		変更の内容	
促削の店主との仕様の変更	洗面所の変更		変更の内容	
	台所の変更		変更の内容	
	その他の変更		変更の内容	

(入居に関する要件)

(八石に関する女目)					
入居対象となる者	要支援、要介護				
留意事項	介護保険法に定める要介護認定において要支援・要介護に該当する方 常時医療機関で治療をする必要のない方 結核や疥癬など伝染する疾患のない方 自傷や他害の恐れのない方 以上、全てに該当する方				
契約の解除の内容	①入居者が逝去した	場合			
事業主体から解約を求める場合	解約条項		入居契約書第29条		
事業主体がら解釈を水のる物口	解約予告期間		90日		
入居者からの解約予告期間	1	ケ月			
体験入居	あり内容		1泊2日から7泊8日までの間で希望日数可能。 1泊2日 (3食) 4,950円 (税込)、2人部屋 7,700円 (税込)		
入居定員	85	人			
その他					

5 職員体制

(職種別の職員数)

		職員数(実人数)				
		合計			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
			常勤	非常勤		
管理	者	1	1	0	1.0	
生活	相談員	1	1	0	1.0	
直接	処遇職員	28	19	9	23. 0	
	介護職員	28	16	9	20. 1	
	看護職員	3	3		2. 9	機能訓練指導員と兼務
機能	訓練指導員	1	1	0	0.1	
計画	T作成担当者	3	3		1.8	
栄養	士					
調理	員					
事務						
その他職員						
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき			務すべき	時間数	37.9 時間	

(職務内容)

(1)	(1711)	
管理	者	管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。
生活	相談員	生活相談員は、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるととも に、入居者の社会生活に必要な支援を行います。
直接	処遇職員	
	介護職員	介護職員は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立と日常生活の充実に 資するよう、適切な技術をもって行います。
	看護職員	看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のため の適切な措置を講ずるものとします。
機能	訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
計画	ī作成担当者	計画作成担当者は、入居者又は家族の希望、入居者について把握された解決 すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、 サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。
栄養	士	適切な栄養管理を行います。
調理	!員	食事の調理を行います。
事務	員	
その	他職員	

(資格を有している介護職員の人数)

	合計	備考		
		常勤	非常勤	1)佣 与
社会福祉士	0	0	0	
介護福祉士	8	3	5	
介護福祉士実務者研修修了者	7	5	2	
介護職員初任者研修修了者	10	8	2	
介護支援専門員	0	0	0	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計				
		常勤	非常勤		
看護師又は准看護師	1	1			
理学療法士					
作業療法士					
言語聴覚士					
柔道整復師					
あん摩マッサージ指圧師					

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間(20時~ 8時)							
	平均人数		最少時人数(宿直者・休憩	憩者等を除く)			
看護職員		人		人			
介護職員	3	人	2	人			
生活相談員		人		人			
		人		人			

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

符正施設人店有生店丌護	契約上の)職員配置比率	3:1以上	
の利用者に対する看護・ 介護職員の割合 (一般型特定施設以外の	実際の酢	己置比率	2.9:1	
場合、本欄は省略)	(記入日	日時点での利用者数:常勤		
外部サービス利用型特定が	たまれったも	ホームの職員数		人
る有料老人ホームの介護力		訪問介護事業所の名称		
提供体制(外部サービス和 定施設以外の場合、本欄/		訪問看護事業所の名称		
定地以少/┗º/芴ロ、半側/	よ1 附/	通所介護事業所の名称		

(職員の状況)

		他の職務	ろとの兼務	务			なし				
管理	!者	業務に係 資格等	る		資格等σ	資格等の名称					
		看護	職員	介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	度1年間の 者数	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
退職	度1年間の 活数	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0
職業	, ,	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
人後事した	1年以上 3年未満	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0
た経験年	3年以上 5年未満	3	0	1	0	0	0	1	0	1	0
十数に応	5年以上 10年未満	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0
心じた	10年以上	0	1	4	2	1	0	0	0	2	0
備考	備考										
従業	者の健康診断	 所の実施は	犬況	あり	_						

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	居住の権利形態			利用権方式			
		月払い方式	1払い方式				
利用料金の支払い方式	選択方式の ※該当する方 選択						
年齢に応じた金額設定		なし					
要介護状態に応じた金額	預設定	なし					
入院等による不在時にお	おける利用料	なし					
金(月払い)の取扱い							
	条件	経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合					
利用料金の改定	手続き	事業者は、 た上で改定			たっては運営懇談会の意見を聴いす		

(代表的な利用料金のプラン)

					プラン1	プラン 2	
7 E	老の出	->□		要介護度	要支援~要介護	要支援~要介護	
八店	入居者の状況			年齢	65歳以上	65歳以上	
				部屋タイプ	介護居室個室	介護居室相部屋(夫婦・親族)	
				床面積	18. 0	27. 0	
				トイレ	あり	あり	
居室	の状況	<u>.</u>		洗面	あり	あり	
				浴室	なし	あり	
				台所	なし	あり	
				収納	なし	なし	
1 ₽.	吐占で	: 八冊	な費用				
八石	は当り	少安	は賃用				
月額	費用の	合計			229, 520円	367, 900円	
	家賃				109,000円	162,000円	
		特定	施設入居	者生活介護※の費用	別添3・4のとおり	別添3・4のとおり	
	#		食費		62, 580円	125, 160円	
	サー	介	管理費		57, 940円	80,740円	
	ビス	護					
	ス 費	保険					
	用	外					
備考	○介	護保	険費用 1	割、2割又は3割の利	用者負担(利用者の所得等	等に応じて負担割合が	

○介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担(利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。)※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3のとおりです。○居室にテレビを設置した場合は、入居者による放送受信契約の手続きが必要となります。

(利用料金の算定根拠等)

家賃	居室及び共 算出。	有部の利	刊用にかかる費用。近傍家賃等を参照して	
	家賃の		ヶ月分	
敷金	解約時の対	応		
前払金	無			
食費	食材費、加工費(1日3食で30日の場合の費用)			
管理費	事務管理部門の人件費・事務費、日常生活支援サービス提供 のための人件費、健康管理サービスのための人件費、共用施 設、居室等の水光熱費及び維持管理費。			
状況把握及び生活相談サービス費				
光熱水費	管理費に含	含む		
介護保険外費用				
利用者の個別的な選択によるサービ ス利用料	別添2			
その他のサービス利用料				

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	別添 3
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い 場合の介護サービス(上乗せサービス)	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

算定根拠		
想定居住期間(償却年月]数)	
償却の開始日		
想定居住期間を超えて勢 (初期償却額)	R約が継続する場合に備えて受領する額	
初期償却率(%)		
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
区区立00异尺万亿	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
別が並り床土兀		

7 入居者の状況

(入居者の人数)

	6 5 歳未満	0 人
年齢別	65歳以上75歳未満	1 人
十四1万月	75歳以上85歳未満	16 人
	85歳以上	60 人
	自立	1 人
	要支援 1	8 人
	要支援 2	5 人
要介護度別	要介護 1	17 人
女月 唆反別	要介護 2	24 人
	要介護 3	13 人
	要介護 4	4 人
	要介護 5	5 人
	6か月未満	14 人
	6か月以上1年未満	8 人
入居期間別	1年以上5年未満	40 人
	5年以上10年未満	16 人
	10年以上	3 人
喀痰吸引の必	要な人/経管栄養の必要な人	人 人
入居者数		77 人

(入居者の属性)

性別	男性		19	19 人 女性			58 人		
男女比率	男性		24. 7	%	女性		75.3 %		
入居率	90.6	%	平均年齢	89.4	歳	平均要介護度	1.9		

(前年度における退去者の状況)

	自宅等	2 人
	社会福祉施設	4 人
退去先別の人数	医療機関	2 人
	死亡者	18 人
	その他	3 人
		人
	施設側の申し出	(解約事由の例)
生前解約の状況		
<u> </u>		11 人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称(設置者)		①チャーム枚方山之上 ②株式会社チャーム・ケア・コーポレーションお客様相談窓口 井上		
電話番号 / FAX		①072-844-0453 ②フリーダ・イヤル:0120- 453-286 072-844-0452		
	平日	$\textcircled{1}10:00\sim17:00$ $\textcircled{2}10:00\sim17:00$		
対応している時間	土曜	①10:00~17:00 ②休業日		
	日曜・祝日	①10:00~17:00 ②休業日		
定休日		①年中無休 ②土日・祝日および12月28日~1月3日		
窓口の名称 (保険者市町村)		枚方市役所 健康福祉部 介護認定給付課		
電話番号 / FAX		072-841-1460 / 072-844-0315		
対応している時間	平日	$9:00\sim17:30$		
定休日		土日・祝日及び年末年始		
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体)	連合会)	大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課		
電話番号 / FAX		06-6949-5418		
対応している時間	平日	$9:00\sim17:00$		
定休日		土日・祝日及び年末年始		
窓口の名称(苦情)		枚方市健康福祉部健康寿命推進室 長寿・介護保険課		
電話番号 / FAX		072-841-1460 / 072-844-0315		
対応している時間	平日	9:00~17:30		
定休日		土日・祝日及び年末年始		
窓口の名称 (事故)		枚方市健康福祉部福祉指導監査課		
電話番号 / FAX		072-841-1468 / 072-841-1322		
対応している時間	平日	$9:00\sim17:30$		
定休日		土日・祝日及び年末年始		
窓口の名称(虐待)		枚方市健康福祉部福祉事務所 健康福祉総合相談課		
電話番号 / FAX		072-841-1401 / 072-841-5711		
対応している時間 平日		9:00~17:30		
定休日		土日・祝日及び年末年始		

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

	加入先	東京海上日動火災保険株式会社
損害賠償責任保険の加入状況	加入内容	介護サービス事業者賠償責任保険 事業者が所有、使用または管理している 各種の施設・設備・用具などの不備や業 務活動上のミスが原因で、第三者の身体 障害や財物損壊等が生じ、被害者側との 間に損害賠償問題が発生した場合の補償
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	り事故が発生した	定施設入居者生活介護サービスの提供によ場合、利用者の家族大阪府当該保険者とのに、必要な措置を講じます。
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

		ありの場合		運営懇談会
利用者アンケート調査、意			実施日	令和 6年12月14日
見箱等利用者の意見等を把 握する取組の状況	あり			あり
1年 9 切 収配ック(小)に			結果の開示	開示の方法
	なし	あり)の場合	
第三者による評価の実施状況			実施日	
			評価機関名称	
			結果の開示	
			が一人・ノ州力・	開示の方法

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
重要事項説明書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

その他								
		あ	りの場合					
			開催頻度	年 2回				
運営懇談会	あり		構成員	入居者、家族、ホーム長、職員				
			しの場合の代 措置の内容					
	あり	虐	待防止対策検討	委員会の定期的な開催				
高齢者虐待防止のための取組	あり	指	針の整備					
の状況	あり	定	期定期な研修の	実施				
	あり	担	担当者の配置					
	あり	身	体的拘束等適正	化検討委員会の開催				
	あり	指	針の整備					
良体的均重の適工ルダの形の	あり	定	期的な研修の実	施				
身体的拘束の適正化等の取組 の状況	なし			場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を 体的拘束等)を行うこと				
	<i>'</i> & <i>C</i>			・行う場合の態様及び時間、入居者 なるやむを得ない場合の理由の記録				
	あり	り 感染症に関する業務継続計画						
	あり	災	害に関する業務	継続計画				
業務継続計画 (BCP) の策	あり	職	員に対する周知	の実施				
定状況等	あり	定	期的な研修の実	施				
	あり	定期的な訓練の実施						
	あり	定	期的な業務継続	計画の見直し				
提携ホームへの移行	なし	携	りの場合の提 ホーム名					
	者にお 阪府個 する。	ける人	る個人情報の適り 青報保護条例及で	は年及び回法に基づく「医療・介護関係事業 別な取扱いのためのガイドライン」並びに、大 が市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守				
個人情報の保護	・事業者及び職員は、サービス提供をするうえで知りえた入居者及族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、サー提供契約完了後においても、上記の秘密を保持する。 ・事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とする・事業者は、サービス担当者会議等において入居者及び家族の個人を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を							
緊急時等における対応方法	・係マ・絡の・・関本関ユ気(を絡係)	負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関 い適切に対応する。(緊急連絡体制・事故対応 、事故(骨折・縫合等)が発生した場合、連 者:家族・後見人)及びどのレベルで連絡する 連絡先及び対応についても確認する。 要な事故報告は速やかに報告する。 した場合、速やかに対応する。						

サ	ービス提供に関する記録	・5年間保持				
	阪府福祉のまちづくり条例 定める基準の適合性	適合 <mark>不適な</mark> の内容	合の場合			
営	阪府有料老人ホーム設置運 指導指針「規模及び構造設 」に合致しない事項	なし				
	合致しない事項がある場合 の内容					
	「8. 既存建築物等の活用		適合している			
	の場合等の特例」への適合 性	代替措置 等の内容				
	不適合事項がある場合の入 居者への説明					
上項	記項目以外で合致しない事	なし				
	合致しない事項の内容					
	代替措置等の内容					
	不適合事項がある場合の入 居者への説明					
添付書類:別添1 (事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス) 別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表) 別添3 (介護保険自己負担額(自動計算))						

別添4(介護保険自己負担額)

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

(入居者)

住 所	
氏 名	様
	•
(入居者代理人)	
住 所	<u></u>
氏 名	様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日	年	月	日
説明者署名			

(別添1)事業主体が枚方市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
(居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	Charm(チャーム) 枚方山之上	枚方市山之上東町11番8号
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
〈地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
号宅介護支援	なし		
<介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	Charm(チャーム) 枚方山之上	枚方市山之上東町11番8号
介護予防福祉用具貸与	なし	N/A HICL	
特定介護予防福祉用具販売	なし		
〈第1号事業〉			
予防訪問事業	なし		
予防通所事業	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			•
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
) 護予防支援	なし		
〈介護保険施設>			•
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

(מויכל	φ. ← /		ム・リーに入りる向配名 向り 住七か (なるサービス(介護保険外サービス等)			
		72 PC 17 17 17 7	料金※ (税込みの総額)	備考		
	食事介助	あり	介護報酬に含む	必要に応じて見守り又は介助		
		あり	介護報酬に含む	必要に応じ随時		
	おむつ代	あり	実費			
介護		あり	介護報酬に含む	予定に沿って (2回/週)		
サー	特浴介助	あり	介護報酬に含む			
ビス	身辺介助 (移動・着替え等)	あり	介護報酬に含む	必要に応じ随時		
	機能訓練	あり	介護報酬に含む	必要に応じて生活リハビリ		
	通院介助	あり	1,650円	協力医療機関以外は30分=1,650円		
	口腔衛生管理	なし				
	居室清掃	あり	月額費に含む・介護報酬に含む	週=2回		
	リネン交換	あり	月額費に含む・介護報酬に含む	週-1回		
	日常の洗濯	あり				
生	居室配膳・下膳	あり	介護報酬に含む	希望により		
活サ	入居者の嗜好に応じた特別な食事	あり		別途食材を用意する必要がある場合は差額分		
ー ビ	おやつ	あり				
ス	理美容師による理美容サービス	あり	実費	月1回程度 業者指定料金		
	買い物代行	あり	1,650円	※通常の利用区域は予約制随時 通常の区域以外は30分=1,650円		
	役所手続代行	なし				
	金銭・貯金管理	なし				
健	定期健康診断	あり	実費	年2回		
康管	健康相談	あり	介護報酬に含む	必要に応じ随時(看護師による)		
理サ	生活指導・栄養指導	あり	介護報酬に含む	必要に応じ随時		
 	服薬支援	あり	介護報酬に含む	必要に応じ随時		
ス	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	あり	介護報酬に含む	必要に応じ随時		
入退	移送サービス	あり	実費			
院の	入退院時の同行	あり	1,650円	※協力医療機関(必要に応じ随時) その他(30分=1,650円)		
サー	入院中の洗濯物交換・買い物	なし				
ビス		なし				

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2~3割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。
※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3) (介護予防)特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表(地域区分別の単価(5級地10.45円)を含んでいます。)

【令和6年(2024年)6月1日現在】

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額のうち利用者負担額に応じた額を負担していただきます。)

① 介護報酬額の日に負担基準表(介護床険報酬額のつち利用有負担額に応じた観を負担していたださます。)							
	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)		
要支援1	183	1,912円	192円	383円	574円		
要支援2	313	3,270円	327円	654円	981円		
要介護1	542	5,663円	567円	1,133円	1,699円		
要介護2	609	6,364円	637円	1,273円	1,910円		
要介護3	679	7,095円	710円	1,419円	2,129円		
要介護4	744	7,774円	778円	1,555円	2,333円		
要介護5	813	8,495円	850円	1,699円	2,549円		
要介護1(短期利用)	542	5,663円	567円	1,133円	1,699円		
要介護2(短期利用)	609	6,364円	637円	1,273円	1,910円		
要介護3(短期利用)	679	7,095円	710円	1,419円	2,129円		
要介護4(短期利用)	744	7,774円	778円	1,555円	2,333円		
要介護5(短期利用)	813	8,495円	850円	1,699円	2,549円		

(注)短期利用特定施設入居者生活介護の利用については、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を負担いただくこととなりますので、ご留意ください。

※身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。

※業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の97/100となります。

【要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。】

	単位	利用料	自己負担分 (1割負担の場合)	自己負担分 (2割負担の場合)	自己負担分 (3割負担の場合)	算定回数等	
入居継続支援加算(I)(★)	36	376円	38円	76円	113円	1日につき	
入居継続支援加算(Ⅱ)(★) 22		229円	23円	46円	69円	יוםוכ ספ	
生活機能向上連携加算(I)	100	1,045円	105円	209円	314円	1月につき(原則3月に 1回を限度)	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,090円	209円	418円	627円	1月につき(個別機能 訓練加算を算定の場 合は(I)ではなく(II) を算定、この場合の (II)は100単位)	
個別機能訓練加算(I)	12	125円	13円	25円	38円	1日につき	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	209円	21円	42円	63円	יוםוכ אפ	
ADL維持等加算(I)(★)	30	313円	32円	63円	94円		
ADL維持等加算(Ⅱ)(★)	60	627円	63円	126円	189円		
夜間看護体制加算(I)(★)	18	188円	19円	38円	57円	-1日につき	
夜間看護体制加算(Ⅱ)(★)	9	94円	10円	19円	29円	יוםוכ אפ	
若年性認知症入居者受入加 算	120	1,254円	126円	251円	377円	1日につき	
協力医療機関連携加算	100	1,045円	105円	209円	314円	-1月につき	
協力医療機関連携加算	40	418円	42円	84円	126円	† 1月につさ	
ロ腔・栄養スクリーニング加 算	20	209円	21円	42円	63円	1回につき	
科学的介護推進体制加算	40	418円	42円	84円	126円	1月につき	
退院・退所時連携加算	30	313円	32円	63円	94円	1日につき	

	•		,				
退居時情報提供加算	250	2,612円	262円	523円	784円		
看取り介護加算(Ⅰ)(★)	72	752円	76円	151円	226円	死亡日以前31日以上 45日以下	
	144	1,504円	151円	301円	452円	死亡日以前4日以上30 日以下	
有457 月晚加 弄(17(4)	680	7,106円	711円	1,422円	2,132円	死亡日の前日及び 前々日	
	1,280	13,376円	1,338円	2,676円	4,013円	死亡日	
	572	5,977円	598円	1,196円	1,794円	死亡日以前31日以上 45日以下	
看取り介護加算(Ⅱ)(★)	644	6,729円	673円	1,346円	2,019円	死亡日以前4日以上30 日以下	
自43分別・設加昇(単八★)	1,180	12,331円	1,234円	2,467円	3,700円	死亡日の前日及び 前々日	
	1,780	18,601円	1,861円	3,721円	5,581円	死亡日	
認知症専門ケア加算(I)	3	31円	4円	7円	10円	1日につき	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	41円	5円	9円	13円	1日につき	
高齢者施設等感染対策向上 加算(I)		104円	11円	21円	32円	-1月につき	
高齢者施設等感染対策向上 加算(II)	5	52円	6円	11円	16円	ואוכ ספ	
新興感染症等施設療養費	新興感染症等施設療養費 240		251円	502円	753円	1月に1回、連続する5 日を限度	
生産性向上推進体制加算 (I)	100	1,045円	105円	209円	314円	-1月につき	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10	104円	11円	21円	32円	THEJE	
サービス提供体制強化加算 (I)	22	229円	23円	46円	69円		
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18	188円	19円	38円	57円	1日につき	
サービス提供体制強化加算 (皿)	6	62円	7円	13円	19円		
介護職員等処遇改善加算 (I)~(V1~14) 【各事業所で該当区分を記載 してください】	所定単位数[※]の 〇/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1月につき	

※(★)は要介護のみ。

※介護職員等処遇改善加算の「所定単位数」は、基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担額見積もり

介護	辛拉自州	要支援1	要支援2			
	(1割の場合)	7,340	11,912			
自己負担	(2割の場合)	14,680	23,824			
	(3割の場合)	22,020	35,736			
介護	報酬	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	(1割の場合)	21,339	23,695	26,158	28,445	30,871
自己負担	(2割の場合)	42,678	47,391	52,317	56,890	61,743
	(3割の場合)	64,017	71,086	78,475	85,335	92,614

[・]上記見積もりは、〇〇加算、〇〇加算を含んでいます。

※(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供 証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

③加算の概要

・入居継続支援加算【要支援は除く】 入居継続支援加算は、利用者や職員の割合について厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出ている場合に算定します。

•生活機能向上連携加算

生活機能向上連携加算(I)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要 に応じて訓練の内容等を見直します。

生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同 で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、 必要に応じて訓練の内容等を見直します。

^{・1}か月30日で計算しています。

•個別機能訓練加算

個別機能訓練加算(I)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(I)を算定します。

·ADL維持等加算【要支援は除く】

ADL維持等加算は、一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。

・夜間看護体制加算【要支援は除く】

夜間看護体制加算は、看護に係る責任者を定め、利用者に対して24時間連絡できる体制と必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合に算定します。

•若年性認知症入居者受入加算

若年性認知症入居者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)特定施設入居者生活介護を行った場合に算;

. 协力医索燃即油堆加管

協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定します。

・ロ腔・栄養スクリーニング加算

ロ腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。

•科学的介護推進体制加算

科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を(介護予防)特定施設入居者生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。

・退院・退所時連携加算【要支援は除く】

退院・退所時連携加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から当事業所に入居した場合に、入居した日から30日以内の期間について算定します。

•退居時情報提供加算

退居時情報提供加算は、利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に算定します。

・看取り介護加算【要支援は除く】

看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した利用者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者又は家族の同意のもと、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

・認知症専門ケア加算

認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

•高齢者施設等感染対策向上加算

高齢者施設等感染対策向上加算は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保している場合に算定します。

•新興感染症等施設療養費

新興感染症等施設療養費は、利用者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った場合に算定します。

•生産性向上推進体制加算

生産性向上推進体制加算は、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。

・サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)特定施設入居者生活介護を行った場合に算定します。

•介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。